

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市障害者扶養共済制度 年金支給停止	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年12月22日条例第63号）第11条 ・堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年3月31日規則第104号）第10条 	
所 管 課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>年金を支給される障害者が次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所在が1月以上不明のとき 2. 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき 3. 日本国内に住所を有しないとき 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<ul style="list-style-type: none"> ・聴 聞 <li style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、上記3のに関して、行政手続法第13条第2項第2号に規定する「条例上必要とされる資格が失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が客観的な資料により直接証明されるもの」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	